

雑誌オーナー制度について

●雑誌オーナー制度とは？

八雲町立図書館で利用されている雑誌のオーナーとなり寄贈していただくことで、雑誌のカバーや図書館のホームページなどにオーナー名を掲載し、オーナーとしての活動を町民の方に知っていただくことが出来る制度です。



●オーナーになれるのは？

オーナーになれるのは八雲町内に事業所のある企業や商店、団体などです。（個人のオーナーは募集しておりません）

その他、詳細な要件につきましては『八雲町立図書館雑誌オーナー制実施要綱』をご確認いただくか、図書館までお問い合わせください。



●オーナーにかかる費用は？

寄贈購入する雑誌はなんでもいいの？

雑誌オーナーは基本的に1年間の契約をお願いしているので、1年分の雑誌代がオーナーにかかる基本費用となります。

また、寄贈いただく雑誌は図書館が作成した「オーナー募集雑誌リスト」の中からお選びいただけます。月刊誌で1冊500円程度のものから、1,200円程度のものまで幅広く候補があります。ご予算や雑誌の利用頻度、PR面（チラシ裏面参照）のサイズなどをご検討いただいた上で寄贈する雑誌をお選びください。

雑誌オーナーのご紹介

HPへの掲載イメージ

八雲町立図書館雑誌オーナー制度にご協力いただき、雑誌の寄贈を頂いている事業者と寄贈雑誌名をご紹介します。
雑誌オーナー制度のみなさまには今後ともご支援とご協力をお願いいたします。
また、オーナー様は随時募集しておりますので、まずは図書館までお問い合わせください。

雑誌オーナーリスト (見本)

事業者名・団体名	寄贈雑誌名
●●美容室 様	月刊 ■■■■
△△商店 様	○○○公論
◆◆工業 様	△△△△ ●●●

図書館ホームページ内の雑誌オーナー制の紹介ページで、事業者名・団体名と寄贈雑誌名を掲載いたします。

雑誌本体への掲載イメージ

雑誌表面に事業者名・団体名を掲載します。裏面は雑誌の大きさを超えないサイズで、PR面としてお使いいただけます。



Q&A

Q. 希望の雑誌にスポンサーが重複してしまった場合はどうなりますか？

A. 申し込み先着順となりますので、別の雑誌をお選びください。

Q. 寄贈していた雑誌が休刊（廃刊）になってしまいました。どうすればいいのでしょうか？

A. 別の雑誌に変更することが出来ます。また、やむを得ない場合にはオーナーを中止することもできますが、まずは図書館にご相談ください。

Q. 寄贈雑誌の購入はどこのお店からでもいいのですか？ ネット通販での購入も可能ですか？

A. 図書館が指定する町内雑誌納入業者からお願いします。ネット通販はご利用いただけません。

Q. 雑誌裏面のPRスペースの内容は途中で変更できますか？

A. まずは図書館へご連絡ください。頻度や内容等にもよりますがご相談の上対応いたします。

Q. 途中で寄贈を取りやめることはできますか？

A. オーナーは基本的に1年単位でお願いをしています。ご理解とご協力をお願いいたします。また、やむを得ない事情がある場合には協議を行いますのでお申し出ください。

Q. とにかくもう少し詳しいことを教えてほしいのですが・・・

A. 下記連絡先まで、まずはお問い合わせください。年度途中でも大丈夫です。

【お問い合わせ・申込み】

八雲町立図書館

〒049-3113 二海郡八雲町相生町98

TEL: 0137-62-2507 Mail: library@town.yakumo.lg.jp